1　自分が受けられるサービスが知りたいです。

（1）福祉施策一覧表

内容 ＼ 対象者（障害区分）		掲載ページ	条件 年齢制限	条件 所得制限	条件 その他の条件	身体障害者手帳 障害別区分 視覚	平衡機能	聴覚・言語機能・そしゃく機能・音声・言語	肢体不自由 上肢	下肢	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	内部障害 心臓	腎臓	呼吸器	直腸・膀胱	小腸	免疫	肝臓	療育手帳 重度（A） IQ20以下	IQ21～35	中度（B） IQ36～50	軽度（C） IQ51～75	精神障害者保健福祉手帳 重度 1級	中度 2級	軽度 3級	難病患者	問合せ先	備考
手当・年金	刈谷市心身障害者扶助料	13				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		福祉総務課	
	難病疾患見舞金	13			○																							※	福祉総務課	※刈谷市心身障害者扶助料を受給している人は除きます。
	愛知県在宅重度障害者手当	18	※1	○		※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	○	○	※2						福祉総務課	※1 65歳以上で障害者手帳を新規交付された人は除きます。 ※2 身体障害者2級以上の方および身体障害者3級でIQ50以下の重複障害の人が対象です。
	特別障害者手当	19	20歳以上	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※				※				福祉総務課	※身体障害者2級以上の障害が重複するか、身体障害者2級以上でIQ20以下または常時介護が必要な精神障害が重複する人などが対象です。
	障害児福祉手当	20	20歳未満	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	○				☆				福祉総務課	※身体障害者2級（の一部）まで対象です。 ☆認定診断書により判定されます。
	特別児童扶養手当	21	20歳未満	○		※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	○	○	※	※	※	※	※		福祉総務課	左の内容に関わらず対象となることがあります。 ※認定診断書により判定されます。
	児童扶養手当	22		○	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	※			※				子育て推進課	父または母が心身に障害があり、18歳到達年度までの児童を養育する人が対象です。 ※認定診断書により判定されます。
	愛知県遺児手当	23		○	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※	※			※				子育て推進課	父または母が心身に障害があり、18歳到達年度までの児童を養育する人が対象です。 ※認定診断書により判定されます。
	刈谷市遺児手当	24			○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	※	※	※		※	※			子育て推進課	父または母が心身に障害があり、18歳到達年度までの児童を養育する人が対象です。 ※認定診断書により判定されます。
	障害基礎年金	25	20歳以上	※1	○	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2		国保年金課	※1 20歳前に障害を負った人は所得制限があります。20歳誕生日前日以降から申請できます。 ※2 認定診断書により判定されます。
	特別障害給付金	25	20歳以上	○	○	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		国保年金課	※認定診断書により判定されます。
	障害厚生年金	26	※		○	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		年金事務所	※様々な条件があります。
	心身障害者扶養共済制度	26	※		○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	○	○	○	○	☆	☆	☆		福祉総務課	※加入者については、65歳未満になります。 ☆診断書の提出が必要な場合があります。
医療	自立支援医療（更生医療）	27	18歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○									福祉総務課	対象となる医療行為に制限があります。
	自立支援医療（育成医療）	27	18歳未満	○	○	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※									福祉総務課	対象となる医療行為に制限があります。 ※手帳所持が条件ではなく、対象となる医療行為が必要であると医師が判断した人が対象です。
	自立支援医療（精神通院医療）	28		○	○																				※	※	※		福祉総務課	※手帳所持が条件ではなく、通院が必要であると医師が判断した人が対象です。
	心身障害者医療	30			※1	3	3	3	3（※2）	3（※2）	3（※2）	3（※2）	3（※2）	3	4	3	3	3	3	3	○	○	○						国保年金課	※1 自閉症状群の人は診断書で申請できます。 ※2 進行性筋萎縮症は6級までが対象です。
	精神障害者医療	30																									※		国保年金課	※手帳所持が条件でなく、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象です。
	精神障害者医療（全疾病）	31																							○	○			国保年金課	
	ひとり親家庭等医療	31		○	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	○	○			○				国保年金課	18歳到達年度までの児童を扶養する障害者の配偶者およびその児童が対象です。
	後期高齢者福祉医療(障害認定)	32	※1		※1	3	3	3（※2）	3	3（※2）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	○	○			○	○			国保年金課	※1 65歳以上74歳以下で後期高齢者医療制度に加入し、一定の障害のある人が対象です。 ※2 音声・言語、下肢1・3・4号は4級までが対象です。
	後期高齢者福祉医療	32	75歳以上		※1	3	3	3	3（※2）	3（※2）	3（※2）	3（※2）	3（※2）	3	4	3	3	3	3	3	○	○	○		○	○	※3		国保年金課	※1 自閉症状群の人は診断書で申請できます。 ※2 進行性筋萎縮症は6級までが対象です。 ※3 手帳所持が条件でなく、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象です。
補装具 日常生活用具 福祉機器	補装具費の支給	33		○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○												○	福祉総務課	※品目の一部は介護保険の制度が優先されます。
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成	35	※1	○	※2																								福祉総務課	※1 18歳到達年度までの児童が対象です。 ※2 片耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない、医師が補聴器の装用が必要であると認めた人が対象です。
	日常生活用具費の支給	36		○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	☆	○	福祉総務課	※品目の一部は介護保険の制度が優先されます。 ☆障害程度により支給の可否が判断されます。
	点字図書購入費の支給	41			○	○																							福祉総務課	購入は1年度につき6タイトルまたは24巻を限度とし、月刊や週刊等で発行される雑誌を除きます。
福祉サービス	障害福祉サービス	42	※1		※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課	※1 サービスにより年齢制限があります。 ※2 申請後の調査により利用の可否が判断されます。
	地域生活支援事業	43	※1		※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課	※1 サービスにより年齢制限があります。 ※2 申請後の調査により利用の可否が判断されます。
	障害児通所支援	44	※1		※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課	※1 サービスにより年齢制限があります。 ※2 申請後の調査により利用の可否が判断されます。
意思疎通支援	手話通訳者等の派遣	46					※	※																					福祉総務課	※聴覚障害、音声・言語機能障害のみが対象
	手話通訳設置	46					※	※																					福祉総務課	※聴覚障害、音声・言語機能障害のみが対象

1　○印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の一部）　　までが対象となります。

2　○印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。

（注意）この一覧表は、障害福祉ガイドを活用する際の目安であり、主な条件や対象を掲載しています。詳細は、それぞれの掲載　　ページで必ずご確認ください。

内容	対象者（障害区分）	掲載ページ	条件 年齢制限	条件 所得制限	条件 その他の条件	身体障害者手帳 障害別区分 視覚	平衡機能・聴覚	音声・言語機能・そしゃく	肢体不自由 上肢	下肢	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	内部障害 心臓	腎臓	呼吸器	直腸・膀胱	小腸	免疫	肝臓	療育手帳 重度（A） IQ20以下	IQ21～35	中度（B） IQ36～50	軽度（C） IQ51～75	精神障害者保健福祉手帳 重度 1級	中度 2級	軽度 3級	難病患者	問合せ先	備考
住宅	住宅改修費の支給	47	※	○	○	3				4	3		3（一部）																福祉総務課	介護保険の制度が優先されます。 ※脳原性移動の場合は、学齢児以上が対象です。
	家具転倒防止器具取付	48			○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	○	○			○				福祉総務課	
就職	就職支度金の給付	49			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		福祉総務課	就労移行支援事業等の障害福祉サービスを利用していた人が対象です。
交通	自動車改造費の支給	50		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									福祉総務課	2級以上で継続して車椅子等を使用している場合は、生計同一の介護者の車も対象となることがあります。
	自動車運転免許取得費の支給	50			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									福祉総務課	
	航空旅客運賃の割引	51	12歳以上		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各航空会社等	会社ごとに内容が異なります。
	有料道路通行料金の割引	51			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							NEXCO東日本 ETC割引登録係	
	鉄道・バス等運賃の割引	52			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					各交通機関	会社ごとに内容が異なります。
	福祉タクシー料金助成利用券の交付	52			○	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	○	○	○		○	○			福祉総務課	
税の免除・軽減	住民税（県民税、市民税）の非課税・控除	54			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		税務課	
	固定資産税の減額	54			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		税務課	
	軽自動車税種別割の減免	55			○	4	3	※	2	6	5	2	6	4	4	4	4	4	4	4	○	○			○				税務課	障害者と生計を一にする人または常時介護者が運転する場合で対象となる場合があります。（この場合、対象等級が異なります。） ※喉頭摘出による音声機能障害3級のみ対象です。
	国民健康保険税の軽減・減免	55		○	○	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	○	○	○						国保年金課	進行性筋萎縮症については6級までが対象です。自閉症状群と診断された人も対象になることがあります。 心身障害者医療を受給している人が対象になります。
割引サービス	市立公共施設、市民休暇村の減額・割引	56				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各施設	
	NHK放送受信料の免除	57			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		NHK ふれあいセンター	世帯構成員の市町村民税課税状況及び障害の程度により免除基準が異なります。
	携帯電話基本使用料等の割引	57				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各携帯電話会社等	会社ごとに内容が異なります。
その他サービス	出張理美容費助成	58								1	1																		社会福祉協議会 生活支援課	
	車椅子の貸出	58			※1	○	○	○	○	○ ※2	○ ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会福祉協議会 事業推進課	※1 一時的に車椅子を必要とする在宅の人が対象です。 ※2 障害者総合支援法の補装具費用給付が優先される場合があります。
	車椅子移送車の貸出	58			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会福祉協議会 事業推進課	※車椅子使用者が対象です。
	心身障害者市民講座	58	16歳以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		心身障害者 福祉会館	
	障害者スポーツ大会参加激励金の交付	59			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					福祉総務課	
	中途視覚障害者の生活訓練	59			○	○																							福祉総務課	
	生活福祉資金の貸付	60	※1	○	※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会福祉協議会 生活支援課	※1 未成年者の場合は親権者の同意が必要です。 ※2 様々な条件があります。
	緊急通報システム	60			○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									福祉総務課	
	救急医療情報キット	60				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	○	○			○				福祉総務課	
	ごみ等の戸別収集	60			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		ごみ減量推進課	※様々な条件があります。申請後の調査により利用の可否が判断されます。

1　○印が記入してある欄は、その施策の対象となります。数字が記入してある欄は、身体障害者手帳の該当する数字の等級（の一部）　　までが対象となります。

2　○印以外のマークについては、備考欄をご確認ください。

（注意）この一覧表は、障害福祉ガイドを活用する際の目安であり、主な条件や対象を掲載しています。詳細は、それぞれの掲載　　ページで必ずご確認ください。